

伊賀市起業・経営革新促進事業募集要項

伊賀市では、市内における新たな事業主体の創出及び市内事業者の経営革新を促進し地域経済の維持・発展を図るため、起業する者又は経営革新を行う者に対し、その経費の一部を補助金として交付します。

1. 事業メニュー

事業名	内容
①地域と連携した起業支援事業	市外の者（申請時点で、市内に移住して3年を経過していない者を含む）が市内にある空き家・空き店舗（注1）を利用し、市内の団体等（注2）と協働で新たな事業を創出する事業
②起業支援事業	市内にある空き家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する事業
③経営革新支援事業	市内の事業者が、経営革新（注3）を行う事業

（注1）空き家・空き店舗：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）における大規模小売店舗の届出を必要とする店舗（以下「大型店舗」という。）以外で、市内に存在する現に使用されていない居住用又は事業用の建物をいう。

（注2）市内の団体等：規約を有する組織（例：自治組織・商店街組織・営農組織）や非営利法人（例：NPO法人・組合法人）をいう。

（注3）経営革新：省エネ化などのコスト削減、DX化などの業務改善、新たな収益獲得のための事業転換、新事業開始に係る取組

2. 補助対象者、補助内容、交付条件

①地域と連携した起業支援事業

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、市外の個人又は法人（申請時点で、市内に移住して3年を経過していない者を含む）であって、次の要件をすべて満たしている者。

- （1）市内に事業所等を開設しようとする者。
- （2）市内の団体等（規約を有する組織・非営利法人）と連携して事業活動を行う予定である者。
- （3）大型店舗及びその入居者でない者。
- （4）フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- （5）風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でない者。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- （7）市区町村より賦課された税（以下、「住民税等」という。）を滞納していない者。

【補助内容】

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き家・空き店舗の改修費・付帯設備費および 広告宣伝や商品開発など開業に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内の額	上限 300 万円 下限50万円

【交付条件】

補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の団体等（規約を有する組織・非営利法人）との間で連携の目的・内容・役割及び開設する事業所等の所在する地域への貢献に関する事項等を含む協定の締結を行うこと。
- (2) 空き家・空き店舗を活用すること。
- (3) 申請した内容に基づき継続して3年以上事業を行い、地域で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (4) 原則として補助金の交付申請をした年度内に事業を開始すること。
- (5) 事業所等の改修等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
- (6) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成20年伊賀市条例第47号）第8条に定める重点区域において改修又は新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史・文化性等を尊重し街並みや景観形成に配慮すること。

②起業支援事業**【補助対象者】**

補助金の交付対象者は、個人又は法人であって、次の要件をすべて満たしている者。

- (1) 市内に事業所等を開設しようとする者。
- (2) 大型店舗及びその入居者でない者。
- (3) フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- (4) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (6) 住民税等を滞納していない者。

【補助内容】

補助対象経費	補助率	補助限度額
空き家・空き店舗の改修費・付帯設備費および 広告宣伝や商品開発など開業に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内の額	上限 150 万円 下限 20 万円

【交付条件】

補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家・空き店舗を活用すること。
- (2) 申請した内容に基づき継続して3年以上事業を行い、地域で積極的かつ継続的に事業を行

うこと。

- (3) 原則として補助金の交付申請をした年度内に事業を開始すること。
- (4) 事業所等の改修等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。
ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (5) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）第 8 条に定める重点区域において改修又は新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史・文化性等を尊重し街並みや景観形成に配慮すること。

③経営革新支援事業

【補助対象者】

補助金の交付対象者は、市内の個人又は法人であって、次の要件をすべて満たしている者。

- (1) 市内に事業所等を有する個人又は法人。
- (2) 大型店舗及びその入居者でない者。
- (3) フランチャイズ・チェーンに加盟していない者。
- (4) 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業でない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者。
- (6) 住民税等を滞納していない者。

【補助内容】

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業所等の改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発など経営革新に要する経費	補助対象経費の 2分の1以内の額	上限 50 万円 下限 20 万円

【交付条件】

補助金の交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請した内容に基づき継続して 3 年以上事業を行い、地域で積極的かつ継続的に事業を行うこと。
- (2) 原則として補助金の交付申請をした年度内に事業を開始すること。
- (3) **事業所等の改修等事業実施の際に発生する発注行為については市内業者を利用すること。**
ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (4) 伊賀市ふるさと風景づくり条例（平成 20 年伊賀市条例第 47 号）第 8 条に定める重点区域において改修又は新築によりその外観が変わる場合は、当該地域の歴史・文化性等を尊重し街並みや景観形成に配慮すること。

3. 応募申請

【申込み方法】

申請書類に必要な事項を記入の上、令和5年5月1日(月)午後5時までに産業振興部商工労働課へ持参もしくは郵便(必着)で提出してください。

事業名	提出書類
①地域と連携した起業支援事業	<ul style="list-style-type: none">・応募申請書(様式第1号)・事業実施概要書(参考様式)・位置図・施工前の写真 ※プリントアウトした物でも可。・改修等に係る設計図面及び見積書・伊賀市暴力団排除条例に基づく誓約書・市区町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する書面・市内の団体等との協定書の写し ※締結前の案でも可。・売買又は賃貸借契約書の写し ※契約前の案でも可。・その他市長が必要と認める書類
②起業支援事業	<ul style="list-style-type: none">・応募申請書(様式第1号)・事業実施概要書(参考様式)・位置図・施工前の写真 ※プリントアウトした物でも可。・改修等に係る設計図面及び見積書・伊賀市暴力団排除条例に基づく誓約書・市区町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する書面・売買又は賃貸借契約書の写し ※契約前の案でも可。・その他市長が必要と認める書類
③経営革新支援事業	<ul style="list-style-type: none">・応募申請書(様式第1号)・事業実施概要書(参考様式)・位置図・施工前の写真 ※プリントアウトした物でも可。・改修等に係る設計図面及び見積書・伊賀市暴力団排除条例に基づく誓約書・市区町村が発行する住民税等の滞納がないことを証明する書面・直近1事業年度の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書又は活動内容がわかる書類・その他市長が必要と認める書類

4. 応募申請から補助金交付までの流れ

～5月1日（月）	応募申請	
～5月中旬	審査会	
～5月中旬	審査結果（採択・不採択）通知	
市からの採択通知受取後	補助金交付申請	※以降採択者のみ
採択者からの補助金交付申請受取後 30 日以内	交付決定	↓
市からの交付決定通知受取後	事業着手	
事業着手後 30 日以内	事業着手の届出	
今年度中（～令和6年3月31日）	事業完了	
事業完了後 30 日以内	事業実績の報告	
採択者からの事業実績報告受取後日程調整	立ち入り検査	
採択者からの事業実績報告受取後 30 日以内	交付額の確定	
市からの交付額確定通知受取後	補助金の請求	
採択者からの補助金請求後 30 日以内	補助金の交付	

5. 採択方法

審査委員が、審査基準に基づき申請書類ならびに申請者のプレゼンテーションにより審査を行い、事業採択者を決定します。

第2期伊賀市中心市街地活性化計画が策定されたことから、中心市街地エリアで開業等される場合は、審査の評価が高くなります。

【審査基準】

①地域と連携した起業支援事業 ※重点評価項目：「⑨地域との連携」、「⑩地域への貢献」

項目	評価ポイント
事業内容	①現状把握的的確性（地域の課題を捉えられているか）
	②資源の有効性（地域資源の活用がみられるか）
	③事業の企画性（類似サービスとの差異など独自性や新規性が認められるか）
事業計画	④実現可能性（目的が的確で、目標は具体性があり現実的なものか）
	⑤収支計画的的確性（資金計画や収支計画等の内容が適正か）
	⑥経営者能力（事業を軌道に乗せ、新型コロナウイルス感染症等様々なリスクに対処できるか）
	⑦事業の継続性（事業の継続性があり将来の成長が期待できるか）
事業効果	⑧波及効果（地域や中心市街地の活性化・コンパクトシティの推進が期待できるか）
	⑨地域との連携（協定書の連携の目的・内容・役割が適切か）
	⑩地域への貢献（雇用の創出や新たな産業の創出が期待できる事業であるか）

②起業支援事業 ※重点評価項目：「②現状把握の的確性」

項目	評価ポイント
事業内容	①事業の適合性（補助事業の趣旨に合致しているか）
	②現状把握の的確性（ターゲットとする顧客や市場等のニーズを的確に捉えているか）
	③事業の企画性（類似サービスとの差異など独自性や新規性が認められるか）
事業計画	④実現可能性（目的が的確で、目標は具体性があり現実的なものか）
	⑤収支計画の的確性（資金計画や収支計画等の内容が適正か）
	⑥経営者能力（事業を軌道に乗せ、新型コロナウイルス感染症等様々なリスクに対処できるか）
	⑦事業の継続性（事業の継続性があり将来の成長が期待できるか）
事業効果	⑧波及効果（地域や中心市街地の活性化・コンパクトシティの推進が期待できるか）
	⑨事業の連携性（周辺の事業者等との連携が図れているか）
	⑩地域への貢献（雇用の創出や新たな産業の創出が期待できる事業であるか）

③経営革新支援事業 ※重点評価項目：「⑦事業継続性」

項目	評価ポイント
事業内容	①事業の適合性（補助事業の趣旨に合致しているか）
	②現状把握の的確性（ターゲットとする顧客や市場等のニーズを的確に捉えているか）
	③投資の効果（今回の投資が売上増や経費削減等に繋がる効果的なものか）
事業計画	④実現可能性（目的が的確で、目標は具体性があり現実的なものか）
	⑤収支計画の的確性（資金計画や収支計画等の内容が適正か）
	⑥経営者能力（自社の強み・弱み・経営な代などを把握できているか、新型コロナウイルス感染症等様々なリスクに対処できるか）
	⑦事業継続性（事業の継続性があり将来の成長が期待できるか）
事業効果	⑧波及効果（地域や中心市街地の活性化・コンパクトシティの推進が期待できるか）
	⑨事業の連携性（周辺の事業者等との連携が図れているか）
	⑩地域への貢献（雇用の創出が期待できる事業であるか）

6. 補助金の申請

採択された者には、改めて補助金交付申請書を提出していただきます。提出された書類等を確認し、補助金交付決定通知書を交付します。事業の着手は交付決定後です。

7. 事業完了報告

事業完了後、30日以内に下記の書類を提出していただきます。提出された書類等を確認し、適正と認められたときは、補助金等交付決定通知書を交付します。

提出書類
<ul style="list-style-type: none">・実績報告書（様式第8号）・補助金等交付決定通知書の写し・収支決算書（様式第9号）・領収書又は支出を証する書類の写し・完成写真 ※プリントアウトした物でも可。・改修等に伴う工事契約書の写し・開業したことが分かる書類（事業承継支援事業は不要。）・その他市長が必要と認める書類

8. 応募にあたっての注意事項

- (1) 交付決定の前に事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に決定されます。
- (3) 補助金の交付を受けた事業者は、事業開始の次年度から3年間、経営状況等が確認できる書類等を市に提出していただきます。必要に応じて立ち入り調査を実施しますのでご協力願います。

■ 提出・問合せ先

伊賀市役所産業振興部商工労働課

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

電話：0595-22-9669 FAX：0595-22-9695